

平成23年

第2回市議会定例会 議案第12号

市立函館高等学校の入学料等徴収条例の一部改正について
市立函館高等学校の入学料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月30日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館高等学校の入学料等徴収条例の一部を改正する条例
市立函館高等学校の入学料等徴収条例（平成20年函館市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条」を「第7条」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（入学料および入学検定料の減免）

第5条 市長は、災害その他の特別の事情があると認めるときは、入学料および入学検定料を減免することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成23年3月11日以後に入学しようとする者に係る入学検定料および同日以後に入学する者に係る入学料について適用する。

(提案理由)

災害その他の特別の事情があると認める場合に市立函館高等学校の入学料および入学検定料を減免することができることとするため